

成田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添付する図書)

第2条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）に長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に規定する基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関に長期優良住宅建築等計画が品確法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に適合するかどうかの審査を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する当該基準に適合する旨の設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）の写し
- (3) 法第5条第1項から第3項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（法第9条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。）に係る住宅（以下「認定対象住宅」という。）が品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合 登録住宅型式性能認定等機関が交付する認定対象住宅が住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である旨の住宅型式性能認定書の写し
- (4) 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

- (5) 認定対象住宅の構造及び設備が、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に規定する長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられているかどうかを審査する必要がある場合 当該長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別な評価方法の認定のための審査に係る特別な建築材料若しくは構造方法又は特別な試験方法若しくは計算方法に関する試験，分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験，分析又は測定を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは，試験等の結果の証明書）
- (6) 住宅の新築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とする場合 当該住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項，第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める場合 市長が必要と認める図書  
（確認の申請）

第3条 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をする場合において，認定対象住宅が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を必要とするものであるときは，省令第2条第1項に規定する申請書の正本及び副本に，それぞれ同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添付しなければならない。

（記載事項の変更）

第4条 認定計画実施者は，認定長期優良住宅の建築の工事が完了する前に法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定等」という。）の通知書（以下「認定通知書」という。）に記載された事項を変更しようとするときは，法第10条の規定により地位の承継をする場合を除き，記載事項変更届（別記第1号様式）に認定通知書を添えて，市長に届け出なければならない。

2 市長は，前項の規定による届出を受理したときは，記載事項変更受理通知書（別記第2号様式）により当該届出をした者に通知するものとする。

（取下げ）

第5条 認定等の申請をした者は，市長が認定等をする前に当該申請を取り下げようとするときは，取下届（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（改善命令）

第6条 法第13条第1項及び第2項の規定による命令は、改善命令書（別記第4号様式）により行うものとする。

（取りやめる旨の申出）

第7条 法第14条第1項第2号の規定による申出は、取りやめる旨の申出書（別記第5号様式）に、認定通知書を添えて市長に申し出なければならない。

（計画の認定の取消し）

第8条 法第14条第2項の規定による通知は、計画認定取消通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[別記様式 略]